

【3】長井政実判物 (天正十年力・一五八二)

(藤岡市・飯塚家文書 P八二二四 No.二二二八五)

仁置

一北谷片切之地へ阿久原・渡瀬

其外半手者候共、一切不レ可レ

寄、若越候者、からめ取尤候事

一同谷中大人大義候へ共、

弓・やり以下、道具したく

尤候、是又油断候者、可レ及ニ其断ニ

仕置

以上

六月十六日

飯塚六左衛門尉殿

仁置

《親文》

仕置

一北谷片切之地へ阿久原・渡瀬

其外半手者候共、一切不レ可レ

寄、若越候者、からめ取尤候事

一同谷中大人大義候へ共、

弓・やり以下、道具したく

尤候、是又油断候者、可レ及ニ其断ニ

事

以上

右両条、其方相任候、可レ被ニ申付ニ

者也、仍如レ件、

(天正十年力)

六月十六日 政実 (花押)

飯塚六左衛門尉殿

《読み下し》

仕置 (しおき)

一北谷 (きただに) 片切の地へ阿久原 (あくはら) ・渡瀬 (わた

らせ) その外半手 (はんで) の者に候とも、一切寄すべからず、

若し越し候はば、搦 (から) め取り尤 (もつと) もに候事

一同谷中大人大義に候へども、弓・鏑 (やり) 以下、道具の支

度尤もに候、是又 (こゝれまた) 油断候はば、其の断 (ことわり)

に及ぶべき事

以上

右両条、其の方に相任せ候、申し付けらるべきものなり、仍つて

件 (くだん) のごとし、

六月十六日 政実 (花押)

飯塚六左衛門尉殿

《用語》

【仕置】処置すること。采配(さいはい)すること。また、その手段。特に、国や組織を采配し、取り締まること。

【北谷】三波川流域の呼称。現在の藤岡市三波川。戦国期には飯塚氏や根岸氏など「北谷衆」と呼ばれる土豪(地侍)がいた。

【片切之地】≡不明

【阿久原(あぐはら)】埼玉県児玉郡神川村の地名。神流川右岸、現上阿久原・下阿久原一帯に比定される。

【渡瀬(わたらせ)】現埼玉県児玉郡神川町の南端の地名。西は神流川を境に上野国緑野郡浄法寺村・鬼石村(現群馬県藤岡市)などに接する。

【半手】敵対する勢力の境界地域の村が自衛手段として双方の領主に年貢などを負担する習わし。

【寄す】近づける。近よせる。

【からめ取】つかまえてしぼる。捕縛する。からめとらう。

【大義】過重な負担。厄介な事柄。大儀。

【道具したく】道具を準備をすること、用意すること。

【是又】これについてもまた。

【油断候はば】油断するようならば。

【断(ことわり)】事の是非を判別すること。判断。判定。決断。

【六月十六日】天正十年(一五八二)。長井政実の花押などから年代比定。中世文書には、干支も書かれていない場合も多く、その場合は文書発給者の花押型や文書内容などから年代比定を行う。

【政実】三ツ山城主長井政実。生没年未詳。永禄〜天正頃の人。武蔵・上野国衆。初め平沢政実と名乗り、のち長井豊前守。武蔵御嶽・上野三ツ山城主。

【飯塚六左衛門尉】のち飯塚和泉守を名乗る。天正八年から長井政実の被官(家臣)となり、長井氏没落後は北条氏に従い、一時北条氏邦家臣の猪俣邦憲の被官になる。

《解説》

天正十年(一五八二)六月十六日、飯塚六左衛門尉の責任で、阿久原・渡瀬(埼玉県北部)など「半手」の地から一切人を入れてはならず必ず捕らえること、北谷中の大・小人は弓・鎧等の武器の用意をしておくことを、三ツ山城主長井政実が命じたものです。

長井(平沢)政実が武田氏に属し三ツ山城(藤岡市)となり神流川流域を支配地としていました。天正六年(一五七八)〜同十年にかけて、上野緑埜郡・武蔵児玉郡の土豪(地侍)に所領宛行・官途・感状を与えています。

しかし天正十年三月、武田氏が滅亡し、織田信長の領国となった上野国には信長家臣の滝川一益が入国しました。六月、本能寺で信長が討たれると、上野進出を目論む北条氏と、滝川一益との対立が深まり緊張が高まる中、この文書が出されたのでした。

武蔵国北部の阿久原・渡瀬は、「半手」とあることから、小田原北条氏との境界地帯でした。おそらく多くの上野国衆と同様、長井氏も滝川氏に従ったことから、北条氏と敵対することになり、長井氏は被官飯塚氏を通じて人々の軍事動員の体制を準備しようとしたと考えられます。

しかし、この直後の十九日、神流川合戦で滝川一益率いる上野国衆勢は北条氏に敗れて、一益は上野国を退去しました。長井氏はしばらく支配を継続したと見られますが、北条氏が北谷へ文書発給を開始する天正十三年以前には神流川流域から去ったと見られています。